

## 1 京(みやこ)・くらしのサポーターに「ベスト消費者サポーター章」が授与されました!

「ベスト消費者サポーター章」は、平成21年9月の消費者庁設立を契機に「消費者支援活動に顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認められた者」への表彰を目的に設立されたものです。

このたび、京(みやこ)・くらしのサポーターとして活動されている中嶋けい子氏が同章を授与されたため、5月31日に京都市役所において表彰伝達式を行い、消費者庁長官に代わり、京都市文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

なかじま けい子 氏

- ・「京(みやこ)・くらしのサポーター」の一員として、出前講座への協力や区民ふれあいまつりにおける消費者啓発ブースへの参画などにより、本市消費生活行政の推進に貢献されています。
- ・社会福祉法人京都市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の生活支援員を務め、消費者の自立支援にも尽力されています。
- ・京都府成年後見支援センターの支援相談員として、高齢者や認知症の方々への見守り支援等の活動を通じて、日々、消費者被害の未然防止に尽力されています。



<写真左>左から、峯消費生活総合センター長、平竹文化市民局長、中嶋けい子氏、吉川市民生活部長

## 2 悪質な健康食品の送りつけ商法が急増しています！

**申し込んだ覚えがなければ絶対に受け取らず、お金も払わないでください！**

「以前お申込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられる、という相談が全国で急増しています。

「注文を受けてから作ったのでキャンセルできない」などと高圧的に言ったり、「申し込んだのだから払え」、「注文したときの録音がある」、「裁判する」などと脅す手口も見られ、押し切られて購入を承諾してしまう事例が全国的に多発しています。

特に、判断力や記憶力の衰えた高齢者を狙って勧誘しているような事例が多くあります。

### 〈事例〉

- ① 突然知らない業者から、高齢で一人暮らしの父に「注文を受けた健康食品を代引きで送る」と電話があった。父は注文した覚えがないが、家族の誰かが頼んだものと思い、あいまいな返事をしてしまった。後日、宅配業者から商品を届けると連絡があったがどうしたらよいか。
- ② 突然知らない業者から、高齢で一人暮らしの母に「注文を受けていた健康食品が出来たので送る」と電話があった。母は「頼んでいない」と言ったようだが、業者は明日持ってくるという。

### 〈アドバイス〉

○申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ

「いいません。もう電話しないでください。」ときっぱり断ってください！

○商品が届いてしまったら

① 断ったにもかかわらず、商品を一方的に送りつけられてきた場合、相手の連絡先を控えたうえで受取拒否してください！

② 電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、クーリング・オフができます。

電話勧誘の場合、契約書面を受け取ってから、8日以内であればクーリング・オフできます。また8日間を過ぎても解決できる場合もあります。

しかし、一度代金を支払ってしまうと取り返すことが非常に困難になりますので、安易にお金を支払わないでください！

○困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に御相談ください。

### 3 スマートフォン等におけるワンクリック請求の手口に注意！

スマートフォン等でアダルトサイトなどにアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な料金を請求された、などといったワンクリック請求のトラブルが多く寄せられています。

また、無料の占いサイト、ゲーム、アニメ、小説サイトなど、アダルトサイトとは関係のないサイトを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続してしまい、料金の請求を受けるといった事例もあり、女性や未成年者からの相談も少なくなく、手口が多様化・巧妙化しています。

#### 〈事例〉

- ① アダルト情報サイトに接続して年齢を確認したら入会となり、高額料金を請求された。
- ② 無料アプリをインストールしたら、突然、料金を請求された。
- ③ アプリをインストールした後、業者から料金を請求する電話があった。

#### 〈アドバイス〉

##### ○興味本位でサイトにアクセスしないでください！

無料だと思っていなくても料金を請求される場合があるので、興味本位でサイトにアクセスしないでください。また、送信者名や内容に心当たりがないメールに書かれたホームページのアドレスにアクセスしないでください。

##### ○意図せずアクセスしてしまったら

「登録が完了しました」や「入会ありがとうございます」と表示されていても、契約が有効に成立しているとは限りません。利用料金の請求を受けた場合でも安易にお金を支払わないでください！

そのような場合、慌てて業者に連絡をせずに、京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に御相談ください。

○請求（登録）画面の表示が消えない場合や不正なアプリをインストールしてしまった場合の対処法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。



クーリング・オフマン

## 4 「消費者川柳」の募集について

現在、消費者被害の防止と消費者の自立に向け、市民自らが消費生活についての意識を高める機会とするため、日々の消費生活上の光景や悪質商法への警鐘などを詠んだ「消費者川柳」を募集しています。

旬の出来事を盛り込んだ作品や、ユーモアあふれる作品など、たくさんの御応募をお待ちしています。

なお、応募期間は設けていませんので、随時御応募いただけます。

- 1 テーマ 消費生活に関する川柳であれば、テーマは問いません。
- 2 応募資格 京都市内にお住まい又は通勤通学されている方（中学生以下の方を除く。）
- 3 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳（※未発表のオリジナル作品に限る。）
- 4 応募・問合せ先 ハガキ又はA4判の紙（書式任意）に、作品と作品についてのコメントを記入し、郵便番号、住所、氏名（よみかた）を明記のうえ、郵送又はFAXにより応募してください。市外在住の方は、通勤、通学されている行政区も明記願います。

また、京都市のホームページからも応募できます。

消費生活総合センター 消費者川柳担当  
〒604-8186  
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階  
TEL 256-1110 FAX 256-0801  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

- 5 その他 応募いただいた作品のうち優秀なものについては、京都市で発行している生活情報誌「マイシティライフ」をはじめとした消費者啓発パンフレット等に掲載させていただくとともに、3,000円分のトラフィカ京カードを進呈します。

【編集後記】桜の季節が過ぎ、梅雨の季節に入りました。梅雨が明けるといよいよ夏本番です。

夏の暑さがやってくると、海水浴や川遊びなどのレジャー活動に出かける機会も多くなり、おぼれたり、転んだりする水辺での事故も起きやすくなります。特に「おぼれる」事故は生命を脅かすことにもなり、十分な注意が必要です。小さい子どもと一緒に水遊びする際は子どもから目を離さず、大人が付き添って遊びましょう。また、天候不良が予測される場合は、遊泳や川遊びなどのレジャーは中止するなど気象状況には注意を払って、安全に夏を楽しみましょう。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（さいむゼロ多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

